

居宅介護支援・介護予防支援 契約重要事項説明書

令和 年 月 日 現在

1 担当する介護支援専門員

担当者名 _____

2 事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター ソラリスカトレア
所在地	神戸市北区若葉台4丁目8番11号
連絡先	TEL 078-597-8890 FAX 078-597-8891
管理者	大場 亮
営業日	月～金曜日（土日、12月30日～1月3日 休み）
営業時間	午前9時～午後5時30分まで
サービス提供地域	神戸市北区

3 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 まなの会		
所在地	兵庫県三木市福井字鷹尾1981-1		
連絡先（代表）	TEL 0794-83-3335 FAX 0794-83-3222		
法人種別	社会福祉法人		
代表者	理事長 稲見 直邦		
法人の行う他の業務	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 〃	カトレア三木 カトレア鈴蘭台	
	<input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護	カトレア神戸 カトレアすずらん台 カトレアロイヤル神戸	
	<input type="checkbox"/> 北鈴蘭台あんしんすこやかセンター		

4 当事業所の従業員

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所業務の総括	1人
介護支援専門員（ケアマネジャー）	居宅介護支援に関する業務	若干名
事務員	同上補助及び庶務・会計	若干名

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者、要支援者が居宅において、日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスの適正な利用に関する支援を行い、地域の保健医療及び福祉の増進に貢献すること
運営方針	1 介護保険法令の遵守 2 公正中立な居宅介護支援、予防支援の提供 3 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成等を行う 4 神戸市並びに地域の保健・医療・福祉サービスとの連携

6 提供する居宅介護支援サービスの内容

契約書本文第4条～第6条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

内 容	提 供 方 法	保 険 適用
居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成 (契約書本文第4条)	1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面談して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。 4 利用者は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めるることができます。 5 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画、介護予防計画の原案を作成します。 6 居宅サービス計画、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと、ならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を、利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 7 居宅サービス計画、介護予防サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更をおこない利用者から同意を得ます。	○
居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等との連絡調整 (契約書本文第4条)	1 居宅サービス計画、介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。 2 利用者が介護保険施設への入院、又は入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介を行います。	○

サービス実施状況の把握・居宅サービス計画、介護予防サービス計画等の評価 (契約書本文第4条)	1 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて、居宅サービス計画、介護予防サービス計画の評価、変更等を行います。	○
給付管理 (契約書本文第4条)	居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理表を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明 (契約書本文第4条)	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への連絡 (契約書本文第4条)	居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成時（又は変更時）や、サービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
財産管理・権利擁護等への対応 (契約書本文第4条)	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて「あんしんサポートセンター」への連絡を行います。	—
居宅サービス計画、介護予防サービス計画の変更 (契約書本文第4条)	利用者が居宅サービス計画、介護予防サービス計画の変更を希望した場合、又は当事業所が居宅サービス計画、介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して合意のうえ、居宅サービス計画、介護予防サービス計画の変更を行います。	○
要介護認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第5条)	1. 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2. 利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。	○
サービス提供記録の閲覧・交付 (契約書本文第6条)	1. 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。(ただし、別紙に記載するコピー一代等の実費を請求する場合があります。) 2. 利用者は、契約終了の際には当事業所に請求して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	—
利用者の状況の把握・訪問回数の目安	居宅介護支援：介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。(おおむね1ヶ月あたり1回程度) 介護予防支援：介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問、又は電話し状況の把握等を行います。(訪問は、おおむね3ヶ月あたり1回程度)	

7 サービスの利用料及び利用者負担

当事業所の居宅介護支援、介護予防支援（居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成・変更、サービス提供事業者との連絡調整、相談説明等）については、介護保険が適用されるため、原則として利用者の負担はございません。

* 介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

要支援1・2（介護予防支援費）	5,117円（1ヶ月）
要介護1・2	11,772円（1ヶ月）
要介護3・4・5	15,295円（1ヶ月）

加算	加算額	内容・回数等
初回加算	3,252円	<ul style="list-style-type: none"> 新規に居宅サービス計画、介護予防サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

居宅介護支援のみ

入院時情報連携加算Ⅰ	2,710円	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
入院時情報連携加算Ⅱ	2,168円	入院した日の翌日、又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
退院・退所加算(Ⅰ)イ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ 退院・退所加算(Ⅱ)イ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ 退院・退所加算(Ⅲ)	4,878円 6,504円 6,504円 8,130円 9,756円	<p>入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。</p> <p>(Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)</p>

(サービス提供証明書を、北区役所の窓口に提出しますと、後日払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

(その他の費用)

内 容	金 額・説 明	支払方法
交通費	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合 ① 事業所から 10km未満 1000円 ② 事業所から片道概ね 10km以上 2000円	その都度、請求させていただきます。
本契約の解約料	契約書本文第8条第1項但書の解約の申し出により、ただちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料（要支援・要介護の等級問わず一律 6500円）が必要となります。	その都度、請求させていただきます。
申請代行料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー代金	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合に、コピー料金等の実費負担が必要なります。	その都度、請求させていただきます。

8 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業、指定介護予防支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

事業所は、感染症の発生または予防およびまん延防止のために、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者に対し、定期的に研修及び訓練を実施します。

10 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- ② 虐待防止のための指針の整備、研修の実施を行います。
- ③ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

1.1 身体拘束等の適正化について

当事業所はサービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束などを行いません。緊急やむを得ない場合にあたっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1.2 プライバシーの保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス提供事業者とサービスの利用調整を行う際に必要となります。

利用者およびご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びご家族の個人情報を用いません。

1 3 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第10条に基づき、金銭等により賠償をいたします。事業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名

株式会社インシュアランスサービス

○保険の内容

賠償事故補償制度

○賠償できる事項

I 身体・財物賠償

IV 人格権侵害賠償

II 管理財物賠償

V 経済的損失賠償

III 管理財物（現金）金賠償

VI 見舞金・見舞品

1 4 サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

*当事業所の苦情相談窓口

窓口担当者	連絡先 078-597-8890
大場 亮	FAX 078-597-8891 受付時間（平日） 午前9時～午後5時30分

*介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険全般に関するお問い合わせ)	
神戸市福祉局監査指導部	連絡先 078-322-6326 受付時間（平日） 午前8：45～12：00 13：00～17：30
兵庫県国民健康保険団体連合会	
介護サービス苦情相談窓口	連絡先 078-332-5617 受付時間（平日） 午前8：45～17：15
(契約についてのご相談)	
神戸市消費生活センター	連絡先 078-371-1221 受付時間（平日） 午前9：00～17：00
養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）	
	連絡先 078-322-6774 受付時間（平日） 午前8：45～12：00 13：00～17：30

1 5 居宅介護支援、介護予防支援の提供にあたっての留意事項について

以下に掲げる状況の時は当事業所に連絡をお願いします。

- ① 事前に当事業所を通さずに、居宅サービス計画、介護予防サービス計画外のサービスを受けた場合
- ② 計画対象期間中に、
 - ・被保険者証の記載内容（住所等）に変更が生じた場合
 - ・要介護認定（更新申請・区分変更申請）の申請を行った場合
 - ・各種の減免に関する決定等に変更等が生じた場合
 - ・生活保護・公費負担医療の受給資格を取得または喪失した場合
- ③ サービス事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画、介護予防サービス計画と異なる場合
※上記の連絡がなされなかった場合、法定代理受領の取扱いができずに利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払いまでに日時を要することになります。
- ④ 病院等に入院しなければならない場合
さらに退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。

1 6 ハラスメントへの対応について

当事業所では、職員の人格及び尊厳を守り、安全で適切なサービス提供を継続するため、利用者及び家族等からの以下の行為をハラスメントとしてお断りしております。

- ・暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- ・暴力行為、物を投げる等の危険行為
- ・セクシャルハラスメント（性的な言動・身体接触・不必要的接触の強要等）
- ・長時間にわたる過度な要求や執拗なクレーム
- ・その他、社会通念上不適切と認められる行為

1 7 要介護認定前に、居宅サービス計画、介護予防サービス計画の提供が行われる場合の特例事項の説明

付属別紙のとおり

居宅介護支援、介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	神戸市北区若葉台4丁目8番11号
法人名	社会福祉法人 まなの会	
事業所名	ケアプランセンター ソラリスカトレア	
代表者名	管理者 大場 亮	印

説明者

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

上記代理人（代理人を選定した場）

住 所	
氏 名	印
続柄	

(付属別紙)

要介護・要支援認定前に居宅介護支援及び介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

1 居宅介護支援、介護予防支援業務等について

- (1) 要介護、要支援認定等までに、利用者が居宅介護サービス、介護予防サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から14日以内に居宅介護サービス、介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者にとって必要な居宅介護サービス、介護予防サービス提供のための支援を行います。
- (2) (1)の場合において、事業者は、居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の作成にあたっては、計画内容を利用者の認定申請結果を上回る過剰なサービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 事業者は、(2)により作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画について、要介護認定等後に利用者等の意向を踏まえ、適切な介護予防サービス・支援計画の見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 事業者は、要介護、要支援認定等後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この際に、利用者から解約の申入れがあった場合には、契約書本文第2条第1項の規定にかかわらず、この契約は終了し、同9条第1項の規定にかかわらず、解約料はいただけません。

3 注意事項

- (1) 要介護、要支援認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定等前に提供された居宅サービス、介護予防サービスに関する利用料は、原則的に利用者が負担することとなります。
- (2) 要介護、要支援認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者において負担することとなります。

(交通費)

- (3) 通常のサービス提供の地域外に訪問し、又は出張する必要がある場合には、その旅費（実費）に対する実費負担（支払）が必要になります。

(代行申請)

- (4) 要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料とします。

(サービス提供実施記録等の複写料等の費用)

- (5) サービス提供の実施記録等の複写料（実費負担）